

# たからっ子「育み」プラン策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## ◇公募型プロポーザルに関するスケジュール 令和5年（2023年）

募集開始（公告）	8月10日（木）
質疑受付締切	8月22日（火）午後5時まで
質疑回答	8月28日（月）午後3時まで
書類提出期限	9月4日（月）午後5時まで
プレゼンテーション審査	9月12日（火）もしくは13日（水）
結果通知	9月中旬頃
契約締結	9月下旬頃

### 【問い合わせ先】

宝塚市 子ども未来部 子ども家庭室 子ども政策課

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

電話 (0797) 77-2419（直通） F A X (0797) 77-2800

メールアドレス [m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp)

## 1 業務名

たからっ子「育み」プラン策定支援業務委託

## 2 目的及び内容

別紙「たからっ子「育み」プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり

## 3 業務期間

契約締結日～令和7年（2025年）3月31日

## 4 提案限度額

5,464,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※委託料は業務完了後に一括で支払うものとします。

## 5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (8) 提案事業者自身、又は提案事業者に所属する事業所が、ISO27001、ISMS認証又はプライバシーマークのいずれかを取得していること。
- (9) 近畿地方（和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）に本店若しくは支店、営業所等の事業活動拠点を有すること。

## 6 書類の作成及び提出等

### (1) 提出書類・必要部数

- ①参加申請書（様式1） …正本1部 副本6部
- ②企画提案書（様式2及び任意様式） …正本1部 副本6部
- ・仕様書の「4 業務内容」の順番で提案すること。また、アピールポイントを強調して記載すること。
  - ・様式の定めのないものについては、原則A4版縦、横書きとする。ただし、図表等について、必要に応じてA3版横も可とする。A3版の場合は片面で2ページとする。
  - ・目次を付すこと。
  - ・表紙、目次等を含めて1部につき両面16ページ以内とし、ページ番号を付けること。また、2穴とじファイルに左綴すること。
- ③会社概要（様式3） …正本1部 副本6部
- ④類似業務実績書（様式4） …正本1部 副本6部
- ⑤見積書（任意様式） …正本1部 副本6部
- ・見積金額が著しく低額な場合は、履行の可能性について、調査を行うことがある。
- ⑥経費の内訳（任意様式） …正本1部 副本6部
- ⑦業務実施体制（組織体制、人員体制等）（任意様式） …正本1部 副本6部
- ⑧スケジュール（任意様式） …正本1部 副本6部
- ⑨セキュリティ認証の写し …正本1部 副本6部
- ⑩添付書類（必要に応じて） …正本1部 副本6部

※宝塚市入札参加資格者名簿に登録を行っていない事業者は、上記に加えて、【別表】追加提出書類（宝塚市入札参加資格者名簿に登録を行っていない提案者）に記載する書類を1部提出すること。

※宝塚市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

### (2) 提出期限等

- ①提出期限 令和5年（2023年）9月4日（月） 午後5時まで（必着）
- ②提出方法
- ・持参又は郵送によること。
  - ・持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限る。
  - ・郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- 【提出場所】** 〒665-8665 宝塚市東洋町1-1  
宝塚市役所 子ども未来部 子ども家庭室 子ども政策課

(3) 質疑の受付及び回答

①受付期間 令和5年(2023年)8月22日(火)午後5時まで

②提出方法 質問書(様式5)により作成の上、電子メールにより提出すること。なお、提出後、電話により提出した旨の報告をすること。

【提出先】 宝塚市役所 子ども未来部 子ども家庭室 子ども政策課

メールアドレス [m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp)

電話番号 (0797) 77-2419

③質疑への回答

すべての質疑に対する回答について、令和5年(2023年)8月28日(月)午後3時までに市のホームページで公表する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行う。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後において、提出書類の差し替え、再提出はできない。

(5) 重複提案の禁止

提案は1事業者につき1つとする。複数の提案は認めない。

(6) 著作権の帰属等

提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提出書類の内容を宝塚市が無償で使用できるものとする。提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

(7) 提案の辞退

書類の提出後、提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式6)を提出すること。

7 プレゼンテーション審査の実施

提出書類の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

(1) プレゼンテーション及び審査の実施

審査日 令和5年(2023年)9月12日(火)もしくは13日(水)

※時間、場所は、別途通知する。

(2) プレゼンテーションにかかる留意事項

①説明は、提出書類の記載内容を逸脱しないものとする。

②プレゼンテーションの時間は、質疑を含め、40分程度を予定しているが、詳細については、別途通知する。

③提案者からの出席は3人を上限とする。なお、本事業契約後に本事業を統括し、実務にあたる主担当者は必ず出席し、説明すること。

④プレゼンテーション当日に、提出書類以外に別途使用する資料がある場合は、プレゼンテ

ーション当日に7部持参すること。

⑤プロジェクターとスクリーンは本市で用意する。(パソコンは提案者で用意すること。)

## 8 優先交渉権者の選定

### (1) 選定方法

本市が別に定める委員により組織する「たからっ子「育み」プラン策定支援業務委託プロポーザル審査会」において、提出された書類及び企画提案に係るプレゼンテーションをもとに審査を行う。下記(2)に示す審査基準に基づいて採点した結果、最も評価点が高い提案者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案者を次点者として、市が選定する。ただし、価格点を除く評価点が60%未満の場合\*には不採用とする。

本プロポーザルに関して、提案者が1事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。その場合も、価格点を除く評価点が60%未満の場合\*には不採用とする。

優先交渉権者の選定において、同点の提案者が複数あった場合は、価格点を除いた評価点が高い提案者を上位とする。

\* 価格点を除く評価点が60%未満の場合とは、評価を行った委員の価格点を除く評価点の合計が総配点(審査会委員1人あたり90点×評価を行った委員数)の60%未満の場合をいう。

### (2) 審査基準

審査項目	評価項目	配点
企画提案	理解度(業務の内容、子ども施策の動向・関係法令等)	20
	提案力	30
実施能力	実施体制	10
	計画性	10
業務実績	類似業務	20
価格	見積金額	10
合計(審査委員一人あたり)		100

## 9 選定結果の通知

選定結果は、書面により令和5年(2023年)9月中旬頃に提案者全員に通知する。

## 10 選定結果の公表

選定結果について、次の項目を市のホームページで公表する。

### (1) 業務名

- (2) 参加者数
- (3) 選定された者の名称
- (4) 審査結果（選定理由、各提案者の評価点）

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 提出書類の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 虚偽の申請を行ったとき。
- (4) プロポーザルの手続きの過程（公告開始から契約締結まで）で、前記5参加資格の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (7) 見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

## 12 契約

優先交渉権者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。令和5年（2023年）9月下旬までに優先交渉権者と契約に至らない場合は、次点者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

## 13 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 優先交渉権者の選定後に、管理者及び担当者を変更することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、市と協議すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。